

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後2時55分）

議長（高橋冠治君） 専決処分の審議を行います。

日程第2、議第39号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに審議に入りますが、本会議での質疑は、1人につき3回となっておりますので、お願い申し上げます。

審議に入ります。

1番、遊佐亮太議員。

1番（遊佐亮太君） それでは、専決処分について質問のほうをさせていただきます。

私からは、地域みらい留学365と広報発行費と観光施設整備基金、また基金ですけれども、の3つになります。まとめて3個一遍に聞くのではなくて、3回の質問で1個ずつお伺いしますので、よろしくお願いします。

では、地域みらい留学365のほうからお伺いいたします。予算書で申し上げますと14ページ、2款総務費、1項総務管理費、8目企画費、18節負担金補助及び交付金、地域みらい留学365事業負担金がマイナス150万円というふうになっております。こちらですけれども、令和6年度の当初予算では281万円というふうに計上されてございました。期の途中で、だから昨年度の年間通しましてこれを補正予算という動きもなかったかなというふうに思っております。地域みらい留学365、何かというところでは、内閣府が推進する高校生の地域留学を支援する事業で、高校2年生の1年間を在籍校とは異なる地域の高校で過ごす国内単年留学ですと、都会では得られない経験や地域の人々の交流を通じて生徒の成長を促すことを目的としていますというようなことがありましたので、そこは理解しているのですけれども、なので関東であったり、都市圏の高校に通われている生徒さんが、高校2年生の1年間を遊佐町でいえば遊佐高校のほうに留学するという制度かと思うのですけれども、こちら実績なかったのかなとは思っておりますけれども、もともとの予算が281万円で、マイナス150万円になったという、その辺りについてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

今お尋ねございました地域みらい留学365、こちらの事業についての減額補正の部分でのお問合せとなりました。こちらに関しましては、令和5年度から事業ということで取り組まさせていただきました、6年度まで実施をしたということになってございますけれども、減額の理由といたしましてやはり大きいものといたしましては、3年間のみらい留学の募集の事業と同じような形で募集等もかけてきたわけなのですが、なかなか留学生の受入れにつながるまでのものとならなかったということでありました。実績がなかなかつけないということでありましたけれども、その要因として一番大きいものとしましては、こちらの遊佐高等学校と県外の生徒さんの学校との教育課程、こちらがなかなか一致するところがなかったということもありまして、教育課程が不一致というところが一番の大きな要因だと判断をさせていただきました。今回の減額とさせていただきましたのが、なかなかそういった事業を続けることができないと

ということもありまして、年度途中において事業を7年度からは正式に中止という判断をさせていただいたものですから、これまで執行したものを除いて不用額ということで、減額をさせていただいたものでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1番（遊佐亮太君） 分かりました。ありがとうございます。とはいえ、これ1回につき1問だと、答弁いただいて分からなかったことが聞けないことがあるなと思ったので、訂正いたしまして、質問3つをちょっと今回まとめてお聞きします。

地域みらい留学365なのですけれども、先ほど使わなかった予算を不用額として計上したということだったのですけれども、では281万円計上して、150万円が不用額だったので、131万円は使ったという理解かなと思うのですけれども、この131万円というのは具体的にどういった使われ方をしたのでしょうかという点をまずお伺いいたします。

そうしまして、もう一点が同じく企画課さんですけれども、広報発行費、予算書でいうと同じく14ページで印刷製本費、2款総務費、1項総務管理費、3目広報広聴費、10節需用費、印刷製本費でマイナス500万円というふうになっておりますが、そんなにもともと多額の予算計上しているものでないと思うのですけれども、その中で500万円というところそのマイナスかなと思うのですけれども、この500万円が発生したという理由についてお伺いしたいというふうに思っているのと、これについては、加えまして、特定財源からの拠出を800万円抑えて、逆に300万円を一般財源から持ってきたということで、この予算の財源の付け替えをなぜ行ったのかということも併せてお伺いしたいというふうに思っております。こちらについては、財源付け替えのところは総務課さんかなというふうには思っております。

もう一つのところでも、観光施設整備基金というところで、予算書でいいますと16ページになるかと思います。7款商工費、1項商工費、3目観光費、24節積立金、観光施設整備基金積立金、こちらが1,000万円基金のほうに盛っていたというふうになっておりますけれども、さっき午前中の補正予算のほうでも申し上げましたが、基金については9月議会でまとめて一般質問しようと思っておるのですけれども、そもそもこの基金になぜあえて乗せるのかと。令和6年3月期の数字ではございますけれども、1年ちょっと前の数字ではありますけれども、1億4,829万1,361円というところが積み積みしておりますので、まあまあ金額があるかなというふうに思っております。その中で、あえてこの基金に1,000万円乗せるというのはどういう意図があるのかがいまいまいち分かっておりませんので、そこをお伺いしたいと思います。

ちょっと質問をまとめますと、地域みらい留学365で使った131万円というのはどういう使途ですかということと、広報発行費でマイナス500万円というのは何があったのかということと、同じく広報発行費については、予算の財源付け替えがあったことの理由をお伺いしたいのと、観光施設整備基金、こちら1,000万円を乗せる理由についてお伺いします。よろしくお願いします。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

地域みらい留学365の事業費の支出、どういったものに使ったのかというお尋ねでございました。この事業自体年度途中でストップしたということをお話いたしましたけれども、なかなか応募者が見込

まれないということもありまして、募集活動を早めに終了させていただいたところでございました。そう
いうことで申しますと、募集活動は行わせていただいたということになりまして、その募集にかかります
対面での合同説明会、こちらは実施をさせていただいております。その際にかかりました経費として、従
事するために派遣といいいましょか、旅費ですね、交通費、そういったものの支出ですとか、コーディネ
ーターに対する委託料ですとか、そういったものを支出をさせていただいたというのが使途になります。

それから、もう一つが広報の印刷費の部分でありました。印刷製本費の500万円の減額のところでお尋
ねでございます。こちらに関しましては、例年広報の印刷の業者さんを決定するために見積り合わせを行
っておりまして、6年度に向けても見積り合わせを行いました。その際に出てきた見積書がこちらの当初
想定していた額よりもかなり安かったものですから、そういったことからするとどうしてもやはり不用額
が出るなということがありまして、そういったところを再度積算をしまして、500万円ほど減額できるとい
うことが分かりましたので、それをここに表せていただいたということになります。

あとは、財源の付け替えの件に関しましては総務課から説明いただきたいですし、あとその後の基金の
部分についても総務課所管となりますので、そちらにお譲りをしたいと思います。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

まず最初に、広報広聴費の関係の印刷製本費のところの財源の付け替えということなのですが、
特定財源がマイナス800万円、あと一般財源が300万円となっておりますけれども、この特定財源のその他
って書いてありますけれども、マイナス800万円については、ふるさと基金繰入金を充てていたわけなので
すけれども、それをマイナス800万円としたもので、一般財源のほうに付け替えたということでございます。

続きまして、16ページの観光費の積立金1,000万円、観光施設整備基金積立金について申し上げますけれ
ども、それについては、観光施設整備基金積立金に毎年なのですけれども、入湯税相当額分を積み立てて
いるものでありまして、基金ごとの全体のバランスも見ながら積み立ててはいるのですけれども、歳入歳
出も含めてバランスを見ながら積み立てているところはあるのですけれども、まず今回補正前の額が2万
4,000円ということなのですけれども、今回1,000万円を、入湯税相当額分を1,000万円積み立てたといふこ
とでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 分かりました。ありがとうございます。地域みらい留学のところは旅費と委託料。
広報発行費マイナス100万円は、見積り合わせしたところ、想定より安く済んだと。広報については、ふる
さと基金繰入金をマイナス800万円減して、一般会計から拠出したと。観光施設整備基金は、入湯税相当額
1,000万円乗付けたというところで理解いたしました。

最後ちょっとお聞きしたいのですけれども、基金いっぱいあるなと思っていて、それは9月でまた聞く
わけなのですけれども、基金いっぱいあるなと思っておりまして、今物価高だというふうに、物価高でご
ざいます。そうすると、今まで100円で買っていた缶ジュースが110円、120円になっていくと。そうすると、
だから100円の価値が90円なり80円なりに目減りするということだと思っているのです。その中で、これだ

け基金をいっぱい蓄えて、基金残高をどんどん積んでいくというのが、来年、その後、5年後、10年後って見ていくと、結果的に金額が目減りするということにもつながっていくというふうに私は考えておりまして、あんまりため過ぎないほうがいいのではないのかというふうに思っているのですが、9月のときに改めてしっかりお聞きしたいのですが、その辺の、この基金の運用のところは、なぜ入湯税相当額を毎年1,000万円積むことになっているのかについて一旦お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 入湯税相当額を毎年積み立てているということなのですが、この観光施設整備基金の目的としては、遊佐町、本町の観光産業の振興を目的として、町が出資する公益法人の円滑な運営を図りながら、観光施設の整備資金に充てるためこの基金を設置するという、こういった目的がございますので、この入湯税相当分を毎年積み立てているというものも、この目的に沿ったやり方でやっているものと理解しております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） これをもちまして1番、遊佐亮太議員の質疑は終わります。

4番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） それでは、私からも専決処分につきまして、質疑をさせていただきます。3回だけということもございますので、産業課のほうに2つ、それから地域生活課のほうに1つということで、合計3つにつきまして、最初に確認したい事項を申し上げます。

まず、産業課です。ふるさと納税の関係になります。ページで参りまして14ページ、2款総務費、1項総務管理費、8目企画費、7節報償費、説明といたしましてふるさとづくり寄附金返礼品1,100万円の計上、同じくその下になりますが、11節役務費マイナスの2,000万円の計上で、これ内訳を見ますと通信運搬費がマイナス1,000万円、手数料がマイナス1,000万円ということでの専決処分ということになっているかと思えます。単純にこの中身を確認しましたところ、寄附金に対しての返礼品については増額の専決で、残り通信運搬費、手数料については減額ということになっております。一般行政報告のほうをちょっと確認しますと、令和6年度のふるさと納税につきましては、金額が9億5,565万円の通常寄附が2万7,660件ということで記載があります。同じく令和5年の分につきましては、寄附額が13億2,540万円、件数にして6万665件ということになっておるようです。令和5年、6年比較をしますと、例えば返礼品に関しましては件数非常に少なくなっているということがあるのですが、今回その専決としまして1,100万円増額ということになりました。これに関しては、例えば去年からの米の価格が上がっているということがあっての返礼品の増額が発生したことによっての専決処分だったのか、減額につきましても、この2,000万円の減額、なぜこのように減額になったのかという、この詳細についてまず1点お聞きしたいというふうに思います。

続きまして、同じく産業課なのですが、ページにいたしまして16ページ、キャッシュレス決済緊急経済支援事業委託料の1,055万円、こちらの増額の専決についてです。今年、7年1月臨時会におきまして、こちらのキャッシュレス決済緊急経済支援事業委託料ということで、1月の臨時会での当初の予算としましては7,130万円の計上がございました。この際に、1月の臨時会をもって、3月に行いますということだったと思うのですが、その際の質疑の中で8番議員から、3月行うに当たりまして、この予算を超えるようなことになった場合にはどのように対応しますかという質疑があったと思います。そのとき

の答弁としましては、まず過去の実績から超えないと思われるのでということでの答弁があったのですが、実質的に今回専決ということで1,055万円の増額の専決が行われたということになるかと思います。財源としましては、特定財源のその他599万5,000円、それから一般財源の465万5,000円ということになっておるようです。最初この当初の予算が上がったときには国庫補助金ということで、今年の1月に決定しましたということだったのだと思うのですけれども、物価高騰対応地方創生臨時交付金、これ令和6年度の国の1次補正ということで、これを財源としてこの7,130万円の予算を計上しました。このときに原則的には予算を超えないという前提で私としては進んでいくのだらうなと思っていたのですが、今回専決として約1,000万円強の専決を行いました。このキャッシュレス決済に関しては、例えば1回目、一番最初にやった頃だったでしょうか、キャッシュレス決済導入促進支援事業、あのときには予算を取っていたにもかかわらず、使い切ったということで、途中で打ち切ったということがあったかと記憶しております。今回財源がない、ないと言っている中で、例えばこのキャッシュレス決済に関してもそうなのですが、専決で1,055万円を専決したと。結果的に使わなければ不用額ということで、7年度のほうに繰り越されるだろうということは十分理解できるのですが、この際に例えば当初の予算の範囲内で打ち切るという選択肢がなかったのかどうか、そこをお聞きしたいというふうに思っております。

最後、地域生活課になります。ページで参りまして15ページ目、2項清掃費、2目塵芥処理費、12節委託料、内容としましては災害廃棄物処理委託料のマイナス2,870万円の専決処分ということになります。当初の金額としましては、令和6年9月の臨時会で、災害における産業廃棄物の処理を行うということで、手数料も含めまして、この令和6年9月の臨時会で4,440万円の予算が計上されたというところが一番最初だったというふうに記憶しております。その後、令和6年12月に専決処分として5,315万円の計上があったと、これが2回目ということだったというふうに記憶しております。このとき専決処分だったということもあったのですが、倍以上の金額がかかるということでいろいろとお話を伺ったところ、ある程度見積りをしましたということでのご回答をいただいていたというふうに思っておったのですが、今回の専決処分におきましてマイナスの2,870万円、12月に専決したものの約半分近くが減額ということでの専決処理がなされています。これのなぜ減額になったのかの理由と、プラス・マイナスして差引きしますと、大体金額としては6,885万円、これが実際の事業費になるのかなということで、足してこのマイナスの部分を引きてみましたが、それで合っているのかどうか、まずこの3点についてお聞きいたします。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） まず、産業課の分からお答えを申し上げます。

初めに、ふるさと納税の関係であります。返礼品のほうは1,000万円の増、それに対しまして通信運搬費、手数料各1,000万円ずつ減額。加えて、ふるさと納税の関係、12節委託料にも業務委託料700万円の増というふうになっております。今回の専決につきましては、歳入の部分でも約5,000万円強のプラスを計上させていただきましたが、ふるさと納税に係る歳入歳出の部分については、非常に単位が大きいものでございます。そういう中で、まず返礼品につきましては年度末、6年度最終の金額の全額を見越して、予算が不足という事態はあってはなりませんので、余裕を見てというところもあるのですけれども、1,100万円の増額をさせていただいたところであります。あわせて、役務費が逆に減額ということではありますが、ふるさと納税に係る諸経費については、通常毎年当初予算から何回か補正予算をお願いしてということでありま

すが、いろんな支出、歳出に関わる部分、諸経費に係る部分も当然その予算がなくて、経費が支払えないというような事態は避けなければならないことでもありますので、多少やはり多めに見ているというところは現実これまでもございます。という中で、今回専決処分に当たっては、できるだけぎりぎりといいますか、というところで最後精算という形では、最終精算では全くありませんけれども、単位がやはり大きい金額でありますので、専決処分の中で増額、減額をさせていただいたというところでご理解をいただければと思います。

続いて、ペイペイの関係であります。今回の専決処分の中で1,055万円という増額をさせていただいておりました。内訳につきましては、還元費のほうで1,000万円、管理手数料が還元費の5%ということになりますので、そちらで55万円ということでの1,055万円の計上を専決処分ということで上げさせていただいたものであります。議員今おっしゃられた、ご質問であったとおり、当初このくらいで当初の予算の段階で見込めるだろうというところではあったわけですが、専決処分の前、3月の中旬、20日ぐらいまでの実績かと思います。それで見込んだときに少しやはりぎりぎりなのではないかというところで、プラスの増額の専決処分をさせていただきました。結果につきましては、行政報告でも報告させていただきましたが、この分丸々使わなくて済んだというような、最終、あくまで結果論でありますけれども、そういう結果でありました。いわゆる打ち切るというような選択のお話もございましたけれども、第1回目のペイペイのときに予算が足りなくて打ち切ったと、そのときのいわゆる町民の皆様、事業者の皆様からのやはり大分ご批判があったというところもあって、それ以降、2回目以降、本町のペイペイの事業では、予算に達した場合打ち切るという対応は取っていないというところはお承知かと思いますが、今回も、結果的に専決処分した分は全て使わなくて済んだ金額ということで、見込みが甘かったといえはそのとおりでございますが、なかなか見込めなかったというところもご理解いただければと思います。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） ご質問の3つ目の件につきましてお答えいたします。

災害廃棄物処理の関係のお尋ねでございました。ただいま議員おっしゃいましたように、9月と12月にそれぞれ予算を計上させていただきまして、対応してまいったところではございますが、おおよそ見積りをいただきながらということで対応させていただきましたが、作業を進めていく中で、大元締としてやっていただいた循環協会のほうから減額の理由ということでお伺いしてございました。それによりますと労務費の減額、統括である株式会社、遊佐町内の業者さんですけれども、効率よく仕事を進めていただいたと。それから、剥ぎ取り作業、こちらについても、町内の建設業者さんからやっていただいたのですけれども、こちらも効率よく仕事をさせていただいたというところなのですが、当初こちらでも1,000立米ということで見立てておったのですけれども、必要最小限のところまでとどめたということで、結果的には188立米程度ですか、に抑えられたというところがございます。それから、町内あるいは酒田、飽海管内で処理できないものにつきましては、内陸の企業さんですとか、あるいは秋田県のほうの企業さん、そちらのほうに持ち込まなければならないというものもあったわけですが、そちらの搬送について、当初小型の車両の使用というようなことも想定しておったのですけれども、業者さんのほうから大型の車両を活用していただきまして、搬送回数が削減されたということで費用の減額になったとお伺いしております。

また、処分しなければならなかったものの中にアスベスト類がなかったということも減額の大きな理由というふうに伺っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。それぞれ3点ほどご回答いただきました。

まずは、地域生活課の先ほどの災害廃棄物処理量についてです。当初の予算から、各事業者いろいろと頑張っていたいて、搬送の回数を減らしたりだとかということで、いろいろな積み重ねが要因となって2,870万円の減額の専決処分になったということは十分理解をいたしました。特にやっぱりほかの事業に関してもそうなのですけども、大きく見積もっておいて、後で減額ということなのかなという懸念があったものですから、質疑をさせていただいたというところでございました。

それから、産業課のふるさと納税のほうにつきましても、現状の状況としては理解はできました。ただ、令和7年度、既にスタートしているわけですけども、先ほどちょっとお話の中にはなかったかもしれませんが、返礼品自体の単価が上がっていて、予算額を超えてきているのかなというような懸念があったものですから、そうすると今回専決でこれ済んでいるわけですけども、7年度以降についても、当初の予算よりも足りなくて、どんどん増えてくる傾向があるのかなというところを懸念しての質疑でした。これにつきましても、特に答弁は必要ございませんので。

最後に、キャッシュレス決済ですね。キャッシュレス決済につきましては、先ほどお話ございましたけれども、1回目のときに確かにクレームではないのでしょうけれども、どうして途中でなのだというお話があったということは十分理解はしております。ただ、これだけいろいろな質疑や答弁の中で財源、財源という言葉が出てきている中で、例えばキャッシュレス決済に関しては、当初計上した予算を消化した段階で、増額してまでやる必要があったのかというところを、やっぱり専決処分するに当たっては十分に精査していただきたいというふうに思っています。何でもかんでも専決で済むということではなくて、専決の中にも本来やらなければいけないものの専決と、そうではなくて、専決で増額をしてまでやらなければいけないものなのかどうかというところの判断はやっぱりしっかりしていただきたいと思うのです。

ここで町長にお聞きをいたします。現実的に今年度の補正予算、令和7年度の補正予算ですけども、今このようにキャッシュレスの件で財源をお話をしました。質疑の中でもありましたが、令和7年度、第1号、1回目の6月の補正です。財政調整基金取崩しということで、約9,000万円弱ほど一般財源が足りないということで取崩しを行っています。財政調整基金に関してはクッション的な要素もありますので、これを取り崩すことが駄目だということを申し上げているのではないです。ただ、同じように去年の6月の中身を確認してみますと、去年は繰入金がありましたので、財政調整基金というのを取崩ししていないのです。今回このようにキャッシュレス決済を一つ例に取りましても、やっぱり予算の使い方というのでしょうか、専決も含めてですけども、いろいろな予算のやらなければいけないことなのか、今、それとももう少し後でもいい事業なのか、その辺りについてはしっかりと精査をいただきたいなというふうに思うのですけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） 今野議員のご質問にお答えさせていただきます。

専決処分につきましてですが、遊佐町としてやらなくてはいけない、急だ、急いでいるというときにさせていただいております。例えば今のペイペイにつきましては、見込みが甘かった点もあったかとは思いますが、地方自治法第179条の規定に基づいて専決処分をさせていただきましたので、緊急時や迅速な対応が必要なときには、遊佐町の町民の皆さんのために専決処分をさせていただこうと思っております。

なお、今今野議員のおっしゃっていたこと、しっかりとお聞きして、これからの町政に反映させていただきたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 4 番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） ありがとうございます。キャッシュレスのお話今ございましたけれども、これたしか去年も同じように専決、去年の3月のときにも同じように専決していると思います。今申し上げましたとおり、やっぱり緊急のときということを念頭に置いていただければ、キャッシュレスの専決が緊急だったのかなというところは、私今の答弁をお聞きしましてちょっと疑問に思ったところでした。でも、専決処分についての質疑ということになりますので、今後私が申し上げたところを精査していただくようお願いをしまして、私の質疑を終わります。

議 長（高橋冠治君） これにて4番、今野博義議員の質疑は終了します。

5 番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） 私からも専決処分の質疑を1点だけさせていただきたいと思います。

明細書の歳入の14款国庫支出金、ページでいえば11ページの2項国庫補助金、8目の災害復旧費国庫補助金、1節の公共土木施設災害復旧費補助金、マイナス補正ですが、736万4,000円、町営住宅災害復旧費補助金についてでございます。まず、こちらについては、昨年7月の豪雨災害で町営住宅が浸水被害を受けた件になります。基本的な部分でございますが、建設当時に浸水区域であるという認識はあったのだと思いますが、これはどのような制度の中で建築が可能になったのかというところ、言い換えれば、どうして当時の規制ができなかったのかという、このような質問でございますので、よろしく願いいたします。地域生活課でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

町営住宅の関係でございますが、専決に際しては町営住宅の遊佐第2団地の件でございました。六日町の町営住宅でございますけれども、4階建ての町営住宅遊佐団地、これが昭和52年、それから戸建ての町営住宅遊佐第2団地、これが平成16年それぞれ竣工してございます。浸水区域ということで、何か制限がなかったのかということでございますが、町内において様々な開発行為を実施する場合には、無秩序な開発による自然環境の破壊を防止し、総合的な開発を図ることを目的として定められた遊佐町開発指導要綱というものがございまして、それに沿って実施していただくことが必要となってございます。要綱の適用範囲としては住宅団地事業、工業用地開発事業、レジャー施設開発事業については開発区域面積0.3ヘクタール以上、それからその他の開発事業については、開発区域面積0.1ヘクタール以上の開発事業について適用されることとなっております。事業者からの協議を受けまして、事業計画内容が本要綱別表に掲げる基準に沿ったものであると認められるときには同意することになるわけですが、別表に定められている基準、20項目ございますが、その項目の一つに、特定の区域内の土地を含まないことということで規定

されております。その区域としては11の区域指定されておりますが、災害危険区域ですとか、旧傾斜地崩壊危険区域、地滑り防止区域等と11項目ございます。最後に、農振農業地域というものもございますが、今回の、これは民間の事業者から協議を受けた際ということでございますが、そういったものについては原則開発行為の区域に含まないこととなっております。それから、都市計画法におきましてもいろいろ制約がございますし、同じように災害危険区域ですとか、地滑り防止区域ですとか、そういったところには開発できないというようなところもございますし、同じ都市計画法の中では市街化調整区域での浸水被害や土砂災害が多く発生していることを踏まえ、法律が施行されている令和4年4月1日以降は、そういった災害リスクの高いエリアを含むことができなくなっておるというような法制度になってございます。そういったいろいろな法の縛りがあるわけですが、町営住宅のところではただいま説明したような区域には該当しておりませんでしたので、建築には制限がなかったのかなという認識でございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） ただいまの説明でよく分かりました。まず、1つは遊佐町開発指導要領、こちらについての11の特定の危険区域に含まれていなかったというところ、それから令和4年4月1日以前には、都市計画法におけるこの規制がなかったと、こういうことで当時は可能だったという、そういうご説明だと思います。これが現在では同じ場所に建て替えをできるかということであれば、ただいまの説明ではできないと、このような内容だと思います。

もう一つだけお聞きしたいのですが、町営住宅、名前のとおり本当に町営の住宅が浸水したという、そういうやはり深刻な状況だったものですから、ただいまの質疑をさせていただいたという、そういう理由であります。参考までに、浸水を受けた住宅というのはほかにもございますが、確認ですが、そういった今の規制の中でも浸水を受けたという箇所があるのか、その点だけ1点お聞きいたします。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えいたします。

町が実施した宅地造成ということでは、ひもときますと下タノ川、丸の内、西浜、青葉台、境田、あと現役場の庁舎前といったようなところがございますが、浸水被害があったのは昨年のもとのみということでございます。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 暫時休憩いたします。

（午後3時42分）

休

憩

議長（高橋冠治君） では、会議を開きます。

（午後3時42分）

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） そうしますと、昨年の、ただいまの規制の中で建設された被害というものはそれ

以外にはなかったと。それ以外というか、令和4年の4月1日以降に規制されている、そこに関して町が造成したところの浸水被害はなかったという、そういう確認でよろしいでしょうか。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） 失礼いたしました。議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） これにて5番、渋谷敏議員の質疑は終了します。

7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） それでは、私からも質疑をさせていただきたいと思っております。

事項別明細、教育課のほうをお願いしたいと思います。事項別明細の13ページ、款21町債、その中の目8の教育債の中には、説明といたしまして、中学校改築事業債という形で310万円の減額となっております。概要書を見ますと、その中の説明では、遊佐中学校体育館窓ガラス遮熱・断熱フィルム設置事業分の事業見送りによる減額となっております。まず1つ目は、この減額、何で減額になったのかというところをまずお聞きしたいのと、多分小学校はこのガラスフィルムの施工、体育館は終わっているのかなと思っております。このガラスフィルムというのは、文字どおり断熱、それから遮熱というふうになっておりますが、遊佐小学校の体育館と遊佐中学校の体育館の構造をちょっとお話しさせていただければ、屋根の構造が大分違っております。遊佐小学校の場合ですと、内張りが張られているのかなと思っております。遊佐中学校の場合ですと内張りがなくて、屋根の中に断熱の薄いやつが張られている状況になっているのかなと思っておりますが、お互い構造は違うわけなのですけれども、その中で熱量計算を例えばしっかりと、断熱材、遮熱フィルムを張っても遊佐中学校の場合は断熱になるのだという、そういう計算を出して行うような工事内容だったのか、今は一応減額になっておりますが、その2点と、もう一つは、遊佐小学校でガラスフィルムを施工した体育館を利用しているはずなので、フィルムを施工する前とした後の実証、そういったところはしっかりと取っていて、何度くらい温度が下がったとか、そういったところの実証はできているのかどうかというところの確認をしたいなと思っております。なぜかという、今やはりこういった気象状況の中で、一昨年もありました、米沢の中学生徒が熱中症で亡くなった、もしくはその後に、県内でもそうですけれども、熱中症対策を踏まえて体育の授業がなくなったりとか、やはりいろいろなところでそういった熱中症関係が出ております。それを踏まえて今の3つちょっとお聞きしたいと思いますので、お答えをしていただければと思います。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

今の遊佐中学校の遮熱、断熱フィルムの件についてのお問合せでありました。なぜ中学校のほうが今回施工できなかったかといいますと、やはりこちらの入札会におきまして、こちらの設計した予定価格で、そちらのほうで入札できる業者がいなかったということで、入札のほうは12月と、それから2月と2回業者を変えて実施したのですけれども、いずれも不落に終わったというようなことで、今年度の中学校の工事は断念したというようなところでございました。その原因等々につきましてはいろいろ調査しております、今後に生かしていきたいというふうに思っております。

さらに、遊佐中学校の、断熱効果があるかどうかといったことでございました。こちらにつきましては、

令和5年のときに旧藤崎小学校の体育館におきまして、サンプルでちょっと実証のほうを行っております。そちらで約といいますか、4.2度ほど施工していない窓につきましてと比べると効果というか、温度上昇に対する、そういった効果が見られたというようなことでございました。こちらのほうのメーカーのそういった仕様につきましても、やはり大体4度ぐらいのそういった効果が見込まれるというようなことで断熱効果、そういったものを高めることができるのだというようなことで理解をしております。

あとさらには、窓ガラスにそういったフィルムを張ることによって、地震等何か災害、子供たちが何かを例えばぶつけて割ってしまったとか、そういったこと万が一あったときに飛散防止にもなるというような、そういった安全面での少し利点もあるというようなことで、今回、昨年度ですけれども、この遮熱、断熱フィルムの工事のほう、小学校、中学校と予算化して行ったというようなところで。小学校については落札できたので、昨年度中にまず施工のほうは無事終わったというようなことでございます。

そして、小学校の効果のほうにつきましてですけれども、今年度これからいよいよ暑い時期が来ますので、今まだこの段階ではちょっと検証のほうは進めていないのですけれども、今後検証のほうは行っていて、実際中学校につきましては見送りということになりましたけれども、これを8年度のほうに盛り込んでいくかどうか、またそうするとすれば国庫補助の申請とかも出てきますので、そういったものを含めて検討材料としていきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） ご説明をありがとうございます。

今課長のほうからお話がありましたが、入札が、予定価格では2回行ったが、できなかったというところでありました。この入札を行う際に業者の方々いらっしゃると思いますが、この業者の入札に関しましては、町内、町外どちらの業者であったのかをちょっと1つ目お聞きしたいと思います。

旧西遊佐小学校のサンプル的な施工に関しましては、マイナス4.2度の温度差であったというお話でありましたが、先日西遊佐小学校の体育館に町政座談会でお邪魔したときは冷房機が、かなり大きな冷暖房機が入っていたようにも思われました。この藤崎小学校の体育館と遊佐中学校の体育館の屋根の高さを比べると2倍以上の高さがあるのかなとも思っておりますので、そういったところも踏まえて、やっぱり少ししっかりとした熱対策を、これからもしやるのであれば行っていただきたい。昨年でしたか、国のほうから移動エアコンの設置の事業がありましたが、多分あのエアコンもなかなかスポットで、前はいいのでしょうけれども、全体的にそんなに冷えるような状況ではないようなエアコンかなと私も見てまいりました。やはりそれを踏まえて、今年はこのガラスフィルムの施工ができなかったわけでありますので、今後の、今年のこれからまた来週あたりから30度近くにはなるのかなと思っております。それを踏まえて、今年度の熱対策をどういうふうにしていくのかということも踏まえてお聞きしたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

今、昨年度の入札の状況というようなことでございましたけれども、そちらにつきましては、2回とも町内の業者で行っておりまして、それで最初、1回目のときと、それから2回目のときの業者、ランクを

ちょっと変えまして、それで1回目はCランクの業者ということで落札にならなかったというようなことで、2回目についてはBランク、1回目はCランクの6者、それから2回目のときはBランクで登録になっている3者というようなことで指名させていただきまして入札会を行ったというようなところでございます。こちらのほうは山形のほうで施工実績のあるフィルムの取扱業者、施工などもする業者であるのですけれども、そちらのものを使いながら、さらに足場工事ですとか、そういった施工管理等も当然出てきますので、安全管理もありますので、町内の建築の業者というようなところで、内装関係というようなことにはなるのですけれども、町内の建築業者を指名させていただきまして、それで行ったというようなところでございます。なかなか内陸の業者から取り寄せるというようなフィルムが、そういう状況でもあったものですから、様々な形でちょっと間に合わない部分というか、金額的に容易ではない部分等もあったというようなことの中で落札にならなかったというような形になったのかなというふうに思っております。

それから、今年度についての暑さ対策、暑熱対策というようなことでございますけれども、こちらは遮熱フィルム、断熱フィルムを施工して、いわゆる建物自体の断熱性を高めて、結局幾ら冷房機能が優れていても、そういった建物自体の断熱効果なければ、なかなかやっぱり今度は冷房のランニングコストがかかったりとか、効率が非常に悪くてというようなことになりますので、そういった断熱効果を高める工事、去年は検討してやってきたところでございます。議員のおっしゃるとおり屋根部分、一番そこは熱が籠もる部分でもございますので、そういった部分の対策というのが今後は必要になってくるのかなというふうに思いますけれども、やっぱり屋根のそういった断熱、遮熱塗装ですとか、それから天井部分の断熱材、そういった部分になりますと、どうしてもかなり工事費用が高くなるのかなというようなことで、そういった部分を、初期投資の部分を見計らって、まずはその遮熱、断熱フィルムの窓ガラスの施工のほうからさせてもらったというようなところでございます。今国のほうでもより一層建物自体の断熱効果、特に今省エネ、環境への配慮の観点から補助事業なんかもありますので、そういった補助財源なんかも見込みながら、ちょっと今後については検討していきたいと、こちらにつきましては現況の体制でやるしかないわけですけれども、そこは十分学校のほうから温度、それからそういった環境を配慮しながら行事等をやってもらおうというようなところで、まずは頑張ってもらいたいのかなというふうに思います。

以上です。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） 3回目、最後ですので、今課長のほうからも答弁がありまして、入札の経緯と今後の対策というお話をいただきました。我々仕事をしていてもそうなのですけれども、熱中症というのは条件が重なって、個々には違うわけなのです。暑さ対策というのは、我々は個々の責任でやることになっていますが、学校関係ですと指導者の指示にもある程度の権限があるわけなので、親としては朝元気に行っていきますと家から出て行って、帰りに具合が悪くなって帰ってきたりとか、不慮の事故があったりとかすると、やはり親としては心配事が多くなってきます。暑くなってくるというのは分かっているので、そういったところも踏まえて教育の場ではしっかりと、暑さ対策もそうですけれども、やはり安心、安全な教育の進め方をぜひ進めていただければと思っております。このフィルム施工がいいか、悪いかというのは、まだ分かっておりませんが、遊佐中学校の体育館の窓側は、あそこ西日側になっていまして、夕方になってくるとかなりの日差しが入ってくる場所です。冬期間もかなり寒い場所になっていまして、湿気

がすごいとスポーツをしていて体育館の床面が湿気で滑ってけがをするという、そういった状況にもある体育館なので、やはりそういったところも踏まえて、子供たちが楽しく一生懸命スポーツができるような環境をつくっていただければなと思っておりますので、その辺はお願いをいたしまして、私の質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（高橋冠治君）　これにて7番、那須正幸議員の質疑は終了します。

9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君）　それでは、ちょっと端的に質問します。

それでは、教育課のほうに引き続き質問します。今回の専決の部分を見ますと、7番議員のほうから質疑あった、その科目しかございませんが、全体的にこの教育費を見ますと、予算の財務の内容の移し替えというのですか、例えば地方債からその他へ移してみたり、国庫は削除になってみたりという中で、一般財源のほうをここにずっと足しますと、約689万2,000円ほどになります。うちのほうの議会では、所管のほうに聞けないという決まりがあって、総務課になるかもしれませんが、所管課としてこれ把握されているものがあるかどうか。例えばその他のところにあったのが一般財源のほうに移してみたりという内容がありますので、その辺もし教育課長分かれば、質問させていただきたいのですが。

議長（高橋冠治君）　荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君）　お答えいたします。

今こちらの地方債から一般財源へとかという形で、今の専決で財源内訳の変更があったというようなことでございますけれども、こちらにつきましては、各それぞれの項目でそういった地方債、もしくは基金のほうから繰り入れて行うというような財源で当初見込んでいた部分であったのですけれども、それぞれの項目においての事業費が確定したことによりまして、結局当初見込んでいた予算より事業費が圧縮できた部分でございまして、それについて地方債で充当する部分が少なく済んだというようなところでございます。地方債であてがった部分を、そこは減額ということにして一般財源ということになるわけなのですが、一般財源となった部分は不用額といいますか、そういった形で決算についてはなるといいますか、当初見込んでいた起債を用いる事業、もしくは基金を用いる事業、それについて結局使うことがなかった部分でありますので、不用ということになると思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君）　9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君）　単純なことをお聞きしました。

それで、産業課に、課長にお尋ねします。先ほど4番議員のほうからしなかったものですから、詳細聞けない状況になりましたので、ちょっと確認だけさせていただきます。キャッシュレス決済緊急経済支援事業について、16ページになります。この事業については、第576回の臨時会、令和6年12月ですが、その際先ほど4番議員からあったとおり、委託料として6,500万円ほどで提案がされたところでありました。いろいろな審議の結果修正案等を、審議の結果あったものですが、同予算はこの場では修正減になったという経過があります。その説明資料によりますと、そのときの還元費が6,000万円という説明でありました。それから、577回、令和7年1月の臨時会、その後7,130万円、これで提案をされたところでありました。これについては、事業を進めるということになって、予算成立後の3月1日から3月31まで同事業は実施さ

れたと、そう認識をしております。その際の概要書を見ますと、還元額が令和6年の12月では6,000万円を見込んでおりましたが、この令和7年1月で6,600万円になるのだと、そのような説明の概要でありました。それで、ちょっと足し算的なもので大変申し訳ないのですが、基本的に今回はそれに対して、7,130万円に対して1,055万円を増額する内容のようでございます。それからいくと、具体的な還元額とか、あと費用とか、そういうものを概要書に記載になっていないものですから、その辺からいくとちょっと私の計算が合わなかったものですから、あえて聞きます。先ほどの答弁で1,000万円の還元費が見込まれたということでしたが、実は今回の初日の一般行政報告で副町長のほうからあった中では、キャンペーン特典の不用額は6,707万234円だと。私からいくと6,600万円が令和7年1月でしたので、6,600万円でしたので、100万円しか増えないのかなと思って、ちょっと思っておったのですが、基本的に聞き返しますと、ここを確認したくて、あえてここで質問させていただくのですが、基本としては私から同じことを言うと7,600万円くらいになるのかなと思いつつ聞いておったのですが、報告では6,700万円ということでした。最終的に還元額、この事業によって最終的なもし額が分かれば、もう一度確認をしたくてお聞きします。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

行政報告で先日副町長が報告をした数字ですが、6,329万1,472円であります。キャンペーン特典の不用額6,329万円、現在行政報告は差し替えさせていただいておりますので、最終的に初日に報告させていただいたもの、今掲載を見ていただくとですが、6,329万1,472円ということであります。今回のペイペイキャンペーンの全ての決算ということでは数字出ておりますので、キャンペーン不用額については今の金額で委託料の合計額としては最終的には6,811万1,392円というようになったところであります。先ほど今野議員のところでもお話をさせていただきましたが、結果として、今回のこの専決処分の補正額がなくても、予算内で収まったという結果とはなりました。

以上であります。

議長（高橋冠治君） これにて9番、菅原和幸議員の質疑は終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第39号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第3、議第40号 令和6年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認につい

ての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第40号 令和6年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第4、議第41号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第41号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第5、議第42号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第42号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を

採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第6、議第43号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第43号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第7、議第44号 R6災46—102江地(2) 西通川揚水機場災害復旧工事に係る請負契約の一部変更の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

9番、菅原和幸議員。

9 番(菅原和幸君) それでは、この議第44号について質問をさせていただきます。

44号にあります専決処分は、この配付された資料にのっとっているわけですが、この基となる契約の議会関係については、今年の3月3日の日に提出をされました議第27号によるものであります。その際私は発言を控えたわけなのですが、3月3日から約4週間の工期で3月31ということでありましたので、これはちょっと自分なりには納得できないというようなものであったわけでございます。それで、質問のほうに移ってまいりますが、この案件については、今年の、先月ですか、5月23日の全員協議会において、産業課長のほうから経過の説明はあったところであります。それで、来年の2月の27、金曜日ですが、ここまで契約を専決処分したと。それで、今定例会のほうに専決して、報告として提案するという内容でありました。これはこれでよろしいのですが、ちょっと今後のこの契約の内容の運用の仕方について若干質問させていただきます。全員協議会の説明の中で、この西通川揚水機場については、7月20日までに揚水を可能にしているということを発言あって、私メモしておりました。それで、この専決処分後の工期は来年の2月の27であります。本来であれば、検査をして、最後でお金払うとかということになるわけですが、ちょっとここで質問ですが、この長い期間の中で7月の20日までに揚水を可能にするということであれば、

遊佐町の建設工事の請負約款の第39条に規定する部分払い、例えば出来形検査をした上で、それで団体のほうに引き渡すということの考えで、やり方として理解してよろしいか伺います。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今回の議第44号の案件であります、今議員おっしゃられるとおり、まずは本来であれば3月議会定例会においての契約の締結の議案の際に予算をもう繰り越すというところの議案も上げるべきでありましたし、先日全員協議会で申し上げたとおり、本来3月末議会臨時会において議決をいただくべき案件でございました。改めておわび申し上げたいと思います。

ただいまの質問であります、今回の西通川揚水機場の復旧工事につきましては、大きく3つに分かれていますところでもあります。ポンプの整備、除じん機の整備、もう一つは建屋、いわゆる防水対策の工事ということで、大きく3つに分かれていますところから、工期を、そこまでの全ての工事をやるとなると2月末ぐらいまでかかるだろうというところでの工期の延長をさせていただいたところでございます。あくまでもポンプの稼働については現在7月20日頃、それよりももう少し早くなりそうでございますけれども、運転できるように今進めているところでありまして、当然その整備については中間検査という形になるでしょうか、正式にその形、どういう形でやるかというのはまだ決めておりませんが、国といいますか、国の補助事業になりますので、県のほうにも確認をしながら、完成時点で一度多分中間検査という形で町が検査をして、稼働を許可するというような形になるかとは思っております。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） 私の想定したとおり、中間検査的なものをして、引受けをした上でやるということでした。私的には、自分が前職で分かるものですから、もし今年干ばつ等なりましたら、月光川より南側は頭首工から水が入ってこないとなると、岡田と江地のほうにあるポンプ場、第8号というのですが、これとこの7号が生命線になりますので、その辺については迅速に対応していただきたいと。

それで、2つ目の質問入りますが、今の課長の答弁に若干触れられたようであります。この2億4,805万円ですか、この内容というのは災害の査定を受けた内容が全てここに、災害査定で認められたものは全てになっているとの理解でよろしいか。私の経験でいうと、さっき防水対策という言葉が出てきたと思います。基本的に災害復旧は原形に復旧するだけで、改良工事は認められないという理解だったものですから、ちょっと2点目、先ほどの答弁でそこが認められた内容なのかお伺いします。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今議員おっしゃられるとおり、本来災害復旧工事というのは原形復旧というのが基本かとは私も認識をしておるところであります、今回の本町が受けました査定においては、要は原形復旧しても、同じ雨量、水量になれば、また被害を受けるでしょうということで、防水対策も工種によって認められるものと認められないもの、今回の西通川の揚水機場並びに下野沢の揚水機場もございしますが、そちらも一応防水対策が認められております。ただ、同じ土地改良施設の中でも分割弁とか、何か所か低いやつあるのですけれども、そちらの部分については工種が違うというところで防水対策は認められないという、なかなか国の

査定の工種という位置づけが難しいといいますが、その区切りでいうと認められるものと認められないものがあるというようなことでありました。今回は認められるということでもあります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 9 番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） それでは、最後の 3 点目に、国も、私も査定を何回か受けたこともあるものから、時代とともに内容も変わってきたのかなと思って聞いておりました。

それで、ちょっと関連させていただきたいと思います。今回のこの契約についてはそういうことなのですが、私が把握している去年の12月10日の日に災害査定、これを含めて 3 か所受けているようでございます。そんな中で、7 月の25の日にあの辺の田んぼちょうど回ったりして、そのひどさ、全て水ついているところも写真撮ったりしてはいたのですが、ちょっと関連しまして、実は遊佐町のホームページのほうに事業の発注が公開されております。ただ、この件の内容については、どこを探しても出てこないものですから、あえてここで質問させていただきます。令和 7 年、6 年度中の中を見たら、出てこなかったものですから、この中で下野沢揚水機場の災害復旧工事と町が管理する江地の排水機場の災害復旧工事、これについては、今の、今年の作付、それから雨が降る時期に合わせて稼働できるような状態まで発注して、終わっているかどうかつかめないものですから、あえてここで、この案件に関連して 3 点目として質問させていただきます。これで終わります。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今ご質問ありました関連、同じような施設ということではありますが、まずは今議員からありました下野沢揚水機場、江地排水機場についても、今回の案件と同様に業者のほうに随意契約で発注を既に行っているという状況であります。下野沢揚水機場につきましては、補助対象経費としては全部で7,000万円強になりますので、それが 1 本の契約であれば議会の議決案件という、5,000万円以上の工事になりますので、なるのですが、実際は応急本工事とこれからの発注……もう発注になっておりますが、本工事というふうに 2 つに分かれますので、江地の排水機場もそうですけれども、5,000万円以下で査定、公表もしておりますが、査定額は、その金額の中でということでありましたので、議会の議決案件ではないということで、ただし随意契約で既に発注はしてあると。下野沢の揚水機場については、西通川揚水機場と同じように 7 月 20 日のポンプの稼働を目指して今工事を進めております。ただ、江地の排水機場については、いろいろ部品の関係上、7 月 20 日稼働という制約をつけているわけではなくて、急いでやっていただきたいというふうにしかありませんので、排水機場については、今のところまだはっきりと稼働時期は未定であります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） これにて 9 番、菅原和幸議員の質疑を終了します。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第44号 R 6 災46—102江地（2） 西通川揚水機場災害復旧工事に係る請負契約の一部変更の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、条例案件の審議及び採決を行います。

日程第8、議第48号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第48号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第49号 遊佐町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

1 番、遊佐亮太議員。

- 1 番（遊佐亮太君） 自衛隊の隊員のうちから町長が指名する者という条項が加わったというふうに理解しております。一方で、委員の定数を30人以内とし、今までは各委員のそれぞれ定数設けておったのを削除してというふうになっておりますので、自衛隊の隊員のうちから町長が指名する者という条項を加えたけれども、自衛隊の隊員がいなくても、防災会議自体は成立するのではないかなというふうには理解しております。その理解でいいのかどうかを、これは総務課になるのでしょうか、お伺いします。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） まず、今回自衛隊の隊員も加えるということで条例の一部改正をさせていただくものでございます。自衛隊については、これまで委員として入っていなかったわけなのですが、自衛隊側からの要望もございまして、実際の話になりますけれども、防災会議に自衛隊を加えるということで今現在話が、内諾を得ているのが第2中隊の中隊長を加えるということで、これは自衛隊側からの要望があってそのように加えるということで、あと今回遊佐町の地域防災計画を改定するというのもございまして、その関係で、改定するタイミングでこの会議も開催しなければいけないということもござい

して、今回条例の一部を改正させていただいて、まずこの会議に臨みたいと考えていると、そういうことでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） ありがとうございます。ここで自衛隊のことを言い出すと、私が自衛隊に対して何かしら意見があるように思われるかもしれませんが、別に自衛隊に対してどうも思っていないので、むしろありがたいなというふうに思っておりますので、一応補足しておきます。理解いたしました。せっかく自衛隊の隊員とここに入れても、なっただけの方がいらっしゃらないのだったら実効性ないなとは思っていたのですが、そういう経緯があって、実際にここに該当というか、委員として入ってくださる方もいらっしゃるということで、かつ今後の防災会議のほうにもご参加いただいて、地域防災計画へもご助言いただけるということで、非常によかったなというふうに思っております。ありがとうございました。

以上になります。

議 長（高橋冠治君） これにて 1 番、遊佐亮太議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第49号 遊佐町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、補正予算審査結果の報告及び採決に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第45号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）ほか特別会計補正予算2件について、補正予算審査特別委員会、斎藤弥志夫委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会、斎藤弥志夫委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長（斎藤弥志夫君）

令和7年6月13日

遊佐町議会

議 長 高 橋 冠 治 殿

補正予算審査特別委員会

委員長 斎 藤 弥志夫

審 査 結 果 報 告 書

令和7年6月11日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次のとおり報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第45号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）

議第46号 令和7年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第47号 令和7年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

2. 審査の結果及び意見

令和7年度遊佐町一般会計補正予算ほか、2件の特別会計補正予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案のとおり決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 以上で委員長報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま各会計3件を一括して委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、それぞれの議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

初めに、議第45号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないので、これにて討論を終了いたします。

それでは、議第45号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

可否については、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第46号 令和7年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないので、これにて討論を終了いたします。

それでは、議第46号 令和7年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

可否については、挙手しない者を否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決

するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第47号 令和7年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

それでは、議第47号 令和7年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての件を採決いたします。

可否については、挙手しない者を否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議及び採決を行います。

日程第11、議第50号 旧高瀬まちづくりセンター解体及び駐車場整備工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

1番、遊佐亮太議員。

- 1 番(遊佐亮太君) 工事内容の確認からしたいのですが、工事内容としては、まちづくりセンターのほうが663.308平米、木造一部2階建て、こちらの解体と、1,253平米の駐車場撤去の施工もなのでしょうか、でよかったかについて一旦お伺いいたします。

議長(高橋冠治君) 渡会企画課長。

企画課長(渡会和裕君) お答えいたします。

旧高瀬まちづくりセンター解体及び駐車場整備工事の内容についてのお尋ねでございました。工事内容でありますけれども、まずは旧高瀬まちづくりセンターの解体工事となります。その解体に際しましては、建物と屋外の消火ポンプ庫、こちらをまず解体をするというものでございます。そのほかまちづくりセンターと体育館との間の樹木の伐採並びに石碑ですとか物置、リサイクルステーションがございますので、こちらの移設も工事の中に入っております。

加えまして、駐車場の整備であります。既存側溝の撤去を行いまして側溝を新設するもの、あと大きいのはやはりアスファルト舗装の駐車場の区画、45区画になりますけれども、そちらの整備がございます。それに付随しまして、敷地境界にコンクリートの縁石ですとか、ガードパイプの設置を行うものとなりますし、あとはLEDの街灯を4基を新設するという工事内容となっております。

議長(高橋冠治君) 1番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 分かりました。一概に撤去と駐車場施工、駐車場関係というふうにはなっておりますけれども、街灯をつけたりですとか、大分大がかりというか、多岐にわたる工事内容なのだなという事で理解いたしました。

私の疑問としては、1坪単価なのか、1平米単価なのか、それはいいとしても、工事費が随分と、約5,000万円かと思ったところなのですけれども、いろいろ重なったというところは理解いたしました。私からの希望なのですけれども、もうちょっと工事の明細が分かる形で事前に提示いただけると非常に理解が分かりやすいですし、今後も町民の皆様もこういう内容なのだと理解できるかなと思いますので、そういうふうにしてもらえるといいかなというふうに思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） これにて1番、遊佐亮太議員の質疑は終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第50号 旧高瀬まちづくりセンター解体及び駐車場整備工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第51号 令和7年度遊佐象潟道路（物見峠地内）建設工事に伴う送配水管移設・撤去工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第51号 令和7年度遊佐象潟道路（物見峠地内）建設工事に伴う送配水管移設・撤去工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第52号 スクールバス（中型）の取得についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

7 番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） 私からちょっと確認ですけれども、お願いをしたいと思います。

取得先が株式会社庄交コーポレーションさんとなっておりますが、通常ですといすゞさんとかトヨタさんとかそういったメーカー、今までは入っていたと思っておりますが、こちらのスクールバスに関しましては、中型1台、どこのメーカーなのか、そこだけちょっと確認したいと思います。

議 長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

こちらにつきましては、今現在こういったバス関係取り扱っているのがいすゞというようなところでございました。今回入札につきましては、こちらの今回決まった業者と、もう一者が入っておりまして、それはいすゞ自動車さんのほうではあったのですが、その中で入札して、この庄交コーポレーションのほうに決まったというようなことでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 7 番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） 入札に関しては、内容等はちょっと確認はできませんが、いすゞのメーカーさんよりも庄交さんのほうが安かったという形でよろしかったのでしょうか、そこだけ確認します。

議 長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

メーカーといえますか、山形いすゞ自動車、販売業者ということになろうかと思いますけれども、それよりも今回の業者のほうが安かったというようなことになります。

以上です。

議 長（高橋冠治君） これにて7 番、那須正幸議員の質疑は終了いたします。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第52号 スクールバス（中型）の取得についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第53号 移動式バスケットゴール及び付属機器の取得についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。
これより議第53号 移動式バスケットゴール及び付属機器の取得についての件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
次に、発議案件の審議及び採決を行います。

日程第15、発議第3号 遊佐町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の設定についての件を議題といたします。

議会事務局長をして朗読いたさせます。

菅原議会事務局長。

事務局長（菅原 潤君） 上程議案を朗読。

議 長（高橋冠治君） お諮りいたします。

本件につきましては、さきの遊佐町議会活動等に関する特別委員会で協議したとおりでありますので、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16、発議第4号 議員派遣についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

菅原議会事務局長。

事務局長（菅原 潤君） 上程議案を朗読。

議 長（高橋冠治君） お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第129条の規定に基づき提出されたものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣について変更が生じた場合は、その専決を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、議決事項に変更が生じた場合、その専決を議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって、第579回遊佐町議会 6 月定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

(午後 4 時 5 4 分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名します。

令和 7 年 6 月 1 3 日

遊佐町議会議長 高 橋 冠 治

遊佐町議会議員 今 野 博 義

遊佐町議会議員 渋 谷 敏